

令和4年度第2回糸島市子どもの権利委員会会議録

期日：令和4年12月27日（火）10：00～12：00

場所：糸島市役所 1号会議室

役 職	氏 名	肩 書 等
委員長	田北 雅裕	九州大学 人間環境学研究院 専任講師
副委員長	安孫子 健輔	子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 弁護士
委員	友永 幸	福岡県福岡児童相談所 副所長
委員	榎田 剛	一般社団法人 太剛 ファミリーホーム神在 管理者
委員	重富 紀子	糸島市小学校校長会（深江小学校）
委員	古藤 浩二	糸島市中学校校長会（福吉中学校）
委員	川崎 真弓	糸島市PTA連絡協議会
委員	吉岡 愛一郎	糸島市行政区長会 会長
委員	大熊 海翔	公募
委員	中尾 雅幸	公募

事務局

所 属	氏 名	職 名
子ども教育部	林 久美子	担当部長
子ども教育部	平野 真也	部長
子育て支援課	山下 千恵子	課長
学校教育課	吉永 政博	課長
子育て支援課	木村 和美	課長補佐
子育て支援課	春日 由佳子	課長補佐
子育て支援課	松本 美保	課長補佐
学校教育課	久我 淳	課長補佐
学校教育課	石硯 晃子	係長
学校教育課	上田 暁	係長
子育て支援課	原田 優子	主幹
学校教育課	安部 祐子	主幹

1 開会

出席確認…欠席／川崎委員、平野部長、木村課長補佐

2 経過報告

- (1) 会議録 訂正、修正は1月10日までに事務局へ連絡
- (2) 市の取り組みからの課題説明

3 協議事項（議事進行：田北委員長）

- (1) 子どもの権利に関する子ども会議の報告
- (2) 各自治体の子どもの権利条例について
- (3) その他

4 質疑の要約

**【事務局説明】** 子どもの権利に関する子ども会議の報告

➤質疑応答

〈委員長〉 子ども会議の報告から、小中学生と高校生も子どもの権利を知らない現実がある。これからこの点を踏まえて協議していく。

**【事務局説明】** 各自治体の子どもの権利条例について

➤質疑応答

〈委員〉 条例作成の中で糸島らしさが必要と思っている。その上で、意見表明権が大事と考えている。他市町村で特徴的な条例がありますか？

〈事務局〉 A市の子どもの権利条例が、意見表明に加え参加する権利という表現で条例に入れている。

〈委員長〉 意見表明権という権利を子ども自身が知ることも大切だと思う。また、意見表明と共に参加の権利を市の施策に反映できるように、意見表明された内容に沿った相談の実施や権利の救済等も今後の委員会で具体的に検討していく。

〈副委員長〉 B市の条例も子どもがわかるものとしては、参考になる。

〈委員長〉 条例の形式（大きな方向性）を委員のみなさんへ伺いたい。

B市のように子どもでもわかりやすい表現とするか、一般的な条例の形式・表現とするか、補足資料も含めご意見を伺いたい。

〈委員〉 一般的な条例の形で定め、子どもがわかるリーフレットが必要と思う。

〈委員〉 通常の条例で定め、別に障がいのある子どももわかりやすい説明文が必要と思う。

〈委員〉 通常の条例の形で定め、子ども向けのリーフレットが必要と思う。市役所の出前講座に子どもの権利条例講座があるといいと思う。

〈委員〉 通常の条例の形で定め、子どもの権利の理解はまず大人と思う。大人へ

の啓発が大事と考える。大人向けのわかりやすい大人版のリーフレットが必要と思う。市が条例を定め、学校は子どもたちへ伝え、社会教育の視点からも市民へ周知していくことが大事と思う。市の方向性を条例という形で作ることが大事と考える。

〈委員〉 通常の条例の形で定める。B市の条例はことばは優しいが特徴はないと感じた。糸島市は中身で勝負したい。リーフレットは、子ども向け、大人向けが必要と思う。先行しているC市でも大人の認識が低いと聞いた。今後の作成の過程で、子どもたちに意見を聴く際、一人ひとりの子どもの声の音が非常に大事になると思っている。児童生徒の代表の意見ではなく児童生徒の一人ひとりの生の声をフィードバックできるしくみが必要と感じた。

〈委員〉 子どもがわかるためには、リーフレットは素敵なアイデアと思う。条例の中で権利の部分だけでも子どもがわかる表現にしたいと思う。子どもが知りたい権利のところは子どもがわかるように書くことと子どもの最初の一步につながると考えた。他の役割や施策等は条例の表現を用いてもよいと思う。

〈委員〉 条例の条項はいろんな表現があってよい。子どもの権利も人権にすっぽり入る。権利もだけど、子どもも大人も義務といった役目がある。表現ができるなら、やる権利としないといけない義務があると入れられればと思う。条例ができればその条例の周知や関連施策の運用は今後考えていけばいいと思う。この条例が家庭の中に置かれ、親子の会話で話題として出てくるといいと思う。それと、学校には校則がある。校則についても子どもたちが自分たちで考えられるものとならないか、校則に活かされるような条例になるといいと思う。

〈副委員長〉 通常の条例の形で定める。その条例にメッセージが入れられないか。子どもが見てわかるメッセージ内容を検討できればと思う。制定後に、学校現場でどう子どもに伝えられるかが重要で可能なのか尋ねたい。パンフレットで伝えていくことも大切で、子どもが生活で気にしたり、何かあったら相談するといった行動につながるようにしていきたい。

〈委員長〉 みなさんの意見を踏まえると、条例は一般的な形式で作り、リーフレットは子ども版、大人版等、対象毎に制作することが望ましいということになる。その中でも、条例は市民向けに読んでわかりやすいものを目指したい。行政用語を可能な限り、分かりやすい言葉に変換するなど条例にふさわしい言葉を目指す姿勢は共有していきたい。みなさんに表現を尋ねながら進めていきたい。

## 【その他】

〈委員〉 子どもの権利条約は国際的に定義されている。条例は子どもの権利条約の説明なのか、子どもは生まれながらに権利を持っていると自分は思っている。この条例を作っても、既にある条約との違和感がある。条例の役割が何なのか、条例は実効性のあるもので、市民や行政の仕事を明らかにするものなのかが知りたい。市を出たら子どもの権利が違うとは思えない。

〈委員長〉 子どもの権利条例は、条約同様、権利があることを示す法規範であると同時に、子どもの権利をまちづくりとして自治体レベルで実質化していく手段でもある。なので、自治体レベルで実質化していくために必要な要素が盛り込まれることになる。そして、市民が子どもの権利に気づく機会、様々なレベルにあるとよい。より糸島らしい権利のあり方を、糸島の市民が理解できるレベルで作成し、その作成プロセスに市民が参画することは、条約がある以上に市民生活と市政に影響を与えるものだと考えている。

〈副委員長〉 法律家としては、条例は条約を参照で網羅される。条例は子どもの権利を創設するものではない。書かれていないものが大事ではないのかとの問題もでてくる。子どもの権利条例は、子どもが読んで理解できる基本理念と、施策の方向性やその指針を示すものと考えている。

〈委員長〉 条例の中に、権利の救済に関する事項を設けることについて、みなさんのご意見をください。

〈副委員長〉 救済の事案の想定が必要、また事案の想定ニーズ分けから今ある仕組みで対応できるものもあると考える。

〈事務局〉 事務局で権利の救済の事例を資料として次回提示する。また、救済に関わるニーズ分けの今ある仕組みの資料も提示する。

《協議終了》

## 5 その他

次回開催について

〈事務局〉 第3回委員会日程 令和5年1月24日10時開会  
(日時のみ決定 令和5年2月21日10時開会)

## 6 閉会

副委員長から謝辞

12:00